



# おにぎり通信

2022年10月1日(土曜) 四ツ谷おにぎり仲間

こんにちは！私たちは毎週土曜日に、四ツ谷・市ヶ谷周辺、有楽町、銀座、日比谷公園、茅場町、日本橋、お茶の水、秋葉原、東京駅周辺などで生活されている方々を訪問しているボランティアグループです。

英語で10月を意味する『October』は、ラテン語で「第8の」という意味の「octo」に由来しています。実際の月の番号(10番)とずれているのは、紀元前46年まで使われていたローマ暦が3月起算なので、3月から数えて8番目の月ということで、10月がOctoberになったというわけです。



福祉行動は引き続きお休みします。ただし、病院や生活相談などで福祉事務所へ行くことを希望される方は、おにぎりをお渡しにうかがった際に、お声がけください。お声がけいただいた場合のみ、翌週以降に福祉事務所まで同行します。

中央区福祉事務所・中央区築地 1-1-1 中央区役所 4階

千代田区福祉事務所・千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 3階

生活保護利用の心理的な壁になってきたのが「扶養照会」です。「扶養照会」とは、福祉事務所が生活保護を申請した人の親族に「援助が可能かどうか」を問い合わせることで、通常、二親等以内（親・子・きょうだい・祖父母・孫）に対して援助の可否を問う手紙で実施され、特別な事情がある場合は三親等の親族に問い合わせがいくこともありま

す。問い合わせの結果、親族が保護基準を上回る金額を援助できることになれば、生活保護は適用になりません。

親族に連絡がいくというのが申請の躊躇につながっているとの困窮者支援団体などからの批判を受けた厚労省は、家庭内暴力や虐待がある場合は連絡をしないことにし、「音信不通が続いている」「親族から借金を重ねている」「相続で対立している」等の事情がある場合も扶養照会を行わなくてよいことになりました。また、保護の申請者が扶養照会を拒んだ場合、その理由について「特に丁寧に聞き取りを行い」、照会をしなくてもよい場合に当たるかどうかを検討するという方針が示されました。さらに、照会は「扶養義務の履行が期待できる」と判断される者に限って行うということも明確になりました。

この結果、照会数が減ったかといえば、ある新聞の都内28自治体へのアンケートでは、照会数はあまり変わらずで、しかも、扶養照会が金銭的援助につながった割合は、平均で1.1パーセントでした。この実態からみても扶養照会がもはや意味がないことは明らかです。

よ や なかま れんらくさき  
四ツ谷おにぎり仲間 連絡先 080-7967-8672

れんらくかのうじかん まいしゅうどようび ごごじ ごごじ  
連絡可能時間 毎週土曜日 午後3時～午後6時

ちよだくこうじまち せい きょうかい  
千代田区麹町6-5-1 聖イグナチオ教会

おにぎりを包んでいるラップや読み終わった通信は放置せずに、ゴミ箱に入れるなどして片付けにご協力をお願いいたします。おにぎりはかならずその日のうちにお召し上がり下さい。一人でも多くの方に召し上がっていただくため、おにぎりは一人一個でお願いいたします。

